

お金に関する知識を身に付けましょう

金融経済教育



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

金融リテラシー（経済的に自立し、より良い生活を送るために必要な、お金に関する知識や判断力）を身に付けるための教育が「金融経済教育」です。

金融経済教育は、投資や資産形成に関する内容ではありません。前号で御紹介した「家計管理」や「生活設計」、「金融トラブル（詐欺等）の被害防止」など、幅広い内容を含んでいます。

金融経済教育により金融リテラシーを高めることで、家計を適切に管理できたり、計画的にお金を準備できたり、詐欺や多重債務などの金融トラブルに遭いにくくなったり、様々な利点があります。

金融教育を受けたことのある人はどのくらいいる？

金融広報中央委員会が3年おきに実施している「金融リテラシー調査」という調査があります。わが国における個人のお金の知識・判断力の現状を把握することを目的として実施している調査です。

この調査によれば、学校で金融教育を受けた人の割合は、アメリカで20%であるのに対し、日本は7%という結果でした。

これからの金融経済教育

宮城県金融広報委員会では、各種学校や地域の団体へ講師を派遣し、暮らしに身近なお金の知識を分かりやすくお伝えする取組を行ってきました。

2022年からは、高校の家庭科の授業で金融教育が必修となりました。これから社会に出る若者に適切な知識を身に付けてもらうことで、家計管理や金融トラブルの防止に役立つことが期待されます。

また、2024年4月には、「金融経済教育推進機構」が設立されました。これまで金融経済教育を受ける機会がなかった方も含め、幅広い年齢層に対し、官民一体となって教育の充実を目指していきます。

金融リテラシークイズに挑戦してみましょう

Q1. 一般的に、「人生の3大費用」といえば、子の教育費、住宅購入費、あとひとつはどれでしょうか。

- ①老後の生活費
- ②医療費
- ③親の介護費

Q2. 金利が上がっていくとき、住宅ローンの借入れをするとしたら、どちらが有利でしょうか。

- ①固定金利
- ②変動金利

次号は、金融リテラシー調査の内容と結果について取り上げます。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています！
- ◆ 訪問販売等によるトラブルにご注意！
- ◆ 「契約変更しませんか？」突然やってくる
電気・ガスの勧誘にご注意！
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 知るぽると お金に関する知識を身につけましょう！！
(宮城県金融広報委員会)

2024
6 June
月号
第171号

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています！

宮城県消費生活センターでは啓発活動の一環として出前講座を行っています。

講座では実際にあった消費者トラブル事例をまじえて被害に遭わないためにはどのように注意すべきか、万が一被害に遭ってしまった場合の対処法などについてお話しをしています。

講座は無料です！ 町内会や PTA などの集まり、高齢者を見守る立場の方々の方々の研修会、各学校での講演など、様々な場でご活用ください。

(なお、警察が取り扱うオレオレ詐欺などいわゆる特殊詐欺については、詳しい情報がないため注意喚起情報のみとなります。)

啓発用リーフレットの配布や、DVDの貸し出しも行っていきます！併せてご活用ください。詳しくは、県消費生活センターのホームページをご覧ください！



★申し込みの流れ★

- ① 下記まで日程調整の電話を入れる
※開催予定日のおよそ2ヶ月前にご連絡をお願いします。
- ② 申込書を FAX で送る
※申込書は県消費生活センターのホームページにあります。

★申込み・問合せ先★

TEL:022-211-3126
FAX:022-211-2959

訪問販売等によるトラブルにご注意！

相談事例 1



- ・訪ねてきた業者に「屋根が壊れている。早急に補修が必要だ」と言われ、驚いてその場で契約してしまった。信用していいだろうか。
- ・突然訪問してきた業者から「火災保険の保険金で屋根の修理ができるので自己負担なし」と言われて保険申請したが、保険金は工事費に満たなかったあげく、業者から高額な費用を請求された。

相談事例 2



- ・高齢の母が訪問販売で次々と商品を買わされている。家の中にはまだ開けていない箱もたくさんある。返品できないだろうか。
- ・電話では・・・
「いらぬ着物を買う」「査定だけ」
実際に家に来た時には・・・
「指輪やネックレスを売ってくれ」と言われた。

相談事例 3



- 父が訪問販売で金地金（きんじがね）の契約をしていた。25年間の分割払いで、満期にならないと現物が受け取れないらしい。
解約と返金を求めたい。

★アドバイス★

- その場ですぐに契約しないで、家族に相談したり、他社の見積もりと比較することが大切です。
- 高齢者だけの家族は、見知らぬ人の出入りがひんぱんにないか気配りしてください。
- 日頃から高齢者本人の居室・居宅の様子、言動や態度に変化や不審な点がないか気をつけましょう。
- 当初の想定とかけ離れた料金であれば、無理にその場で判断せず作業を断りましょう。
- 緊急時に備えて、信頼のおける事業者の情報を調べておくとう安心です。
- トラブルや被害にあっているとわかったら、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 「必ずもうかる」などの甘い話は信用しない。少しでも不安な点があれば契約しない。

「契約変更しませんか？」突然やってくる電気・ガスの勧誘にご注意！

【#セールス #電気 #ガス】

- 突然自宅に来た#電力会社の人が「アパートの人みんな契約してますよ」っていうから契約したけど嘘じゃん！
しかも#電気代メチャ高い！
お得になるって言ってたのに、こんなに高いの聞いてないよ！
- ※ こんな時は、その場で契約しないでしっかり確認して安易に個人情報を伝えないようにしましょう！
少しでも不安に思ったら**消費生活センター等に相談**してください！！



消費生活センターからのお知らせ

6月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
5/26 休	5/27 ○	5/28 ○	5/29 ○	5/30 ○	5/31 ○	1 ○
2 休	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○	8 ○
9 休	10 ○	11 ○	12 ○	13 ○	14 ○	15 ○
16 休	17 ○	18 ○	19 ○	20 ○	21 ○	22 ○
23/30 休	24 ○	25 ○	26 ○	27 ○	28 ○	29 ○

- 宮城県消費生活センターの6月の相談受付日は、左表の○印の日です。
- 毎週日曜日は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。（市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。）



消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず 必ず相談！



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）



◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000

◎ 電子申請による 消費生活相談は こちらから



*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

みやぎの
消費生活情報
バックナンバー
はこちら



うまい話は
まず疑う！

必要ないものは
きっぱり断る！

ひとりで悩まず
必ず相談！

©宮城県・
(株)旭フダク
ジョン

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。